

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を公布する。

平成19年3月30日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第109号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(京都市吏員懲戒審査委員会規則の全部改正)

第1条 京都市吏員懲戒審査委員会規則の全部を次のように改正する。

京都市職員懲戒審査委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法施行規程に定めるもののほか、京都市職員懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。

2 委員長の任期は、委員の任期による。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員の互選により定めた委員がその職務を代理する。

(委員及び委員長の退職)

第4条 委員又は委員長が退職しようとするときは、委員にあつては委員長、委員長にあつては前条第4項に規定する委員長の職務を代理する者を経て、市長に退職願を提出し、その承認を受けなければならない。

(審査の要求)

第5条 市長は、本市の職員に免職又は500円以下の過怠金の懲戒に当たるような行為があると認めるときは、証拠書類を添えて、書面により委員会に審査を要求しなければならない。

(招集及び議事)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、前条の規定による市長の要求があつたときは、速やかに委員会を招集しなければならない。
- 3 委員会は、3人以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員長及び委員は、自己又はその3親等内の親族及び配偶者に関する事件については、その議事に参与することができない。
- 5 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 6 前項の場合において、委員長は、議決に加わることができない。
- 7 委員会は、必要があると認めるときは、審査の対象者本人の説明を求めため、その出席を市長に要求することができる。

(書記)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、本市の職員のうちから、市長の同意を得て、書記を定めることができる。

- 2 書記は、委員長の命を受け、委員会の庶務に従事する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(京都市長職務代行者順位指定規則の一部改正)

第2条 京都市長職務代行者順位指定規則の一部を次のように改正する。

本則中「助役に、ともに」を「副市長に共に」に、「又はともに欠けたとき、」を「、又は共に欠けたときにおける」に、「事務吏員」を「職員」に、「、号給がともに」を「及び号給が共に」に、「、在職年数がともに」を「及び在職年数が共に」に、「、年齢もまたともに」を「及び年齢が共に」に改める。

(京都市優良職員等表彰規則の一部改正)

第3条 京都市優良職員等表彰規則の一部を次のように改正する。

第8条本文中「京都市優良職員表彰審査会」を「次条第1項に規定する審査会」に改め、同条ただし書中「または」を「又は」に、「行なう」を「行う」に改める。

第9条第1項を次のように改める。

前条本文の規定による審査を行うため、京都市優良職員表彰審査会（以下「審査会」という。）を置く。

第9条第2項中「以て」を「もって」に改め、同条第3項中「助役」を「副市長」に、「あてる」を「充てる」に改め、同条第4項中「人事担当課長と」を「人事担当課長」と」に、「あて」を「充て」に改める。

(市長代理順序規則の一部改正)

第4条 市長代理順序規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市長代理順序規則

第1項中「又は」を「、又は」に、「上席助役」を「上席副市長」に、「次席助

役がこれ」を「次席副市長がその職務」に改め、同項に項番号を付する。

第2項中「助役は」を「副市長は、」に、「上席助役」を「上席副市長」に改め、同項に項番号を付する。

(京都市予算規則の一部改正)

第5条 京都市予算規則の一部を次のように改正する。

第13条第2項、第13条の2第2項、第14条第2項、第16条第2項、第17条第2項、第18条第2項、第19条第2項、第21条第2項及び第23条中「収入役」を「会計管理者」に改める。

(京都市旅費条例施行細則の一部改正)

第6条 京都市旅費条例施行細則の一部を次のように改正する。

第1号様式中「助役」を「副市長」に改める。

第2号様式注以外の部分中「京都市(区)収入役」を「京都市(区)会計管理者」に改める。

第3号様式注以外の部分中「市(区)収入役」を「市(区)会計管理者」に改める。

(京都市国民健康保険条例施行細則の一部改正)

第7条 京都市国民健康保険条例施行細則の一部を次のように改正する。

第7号様式中「京都市 区収入役」を「京都市 区会計管理者」に改める。

第13号様式1中「京都市 区収入役」を「京都市 区会計管理者」に、「京都市区収入役」を「京都市区会計管理者」に改め、同様式2及び3中「京都市収入役」を「京都市会計管理者」に、「京都市区収入役」を「京都市区会計管理者」に改める。

(京都市収入証紙条例施行規則の一部改正)

第8条 京都市収入証紙条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条中「区収入役」を「区会計管理者」に改める。

第3条第1項中「事務取扱」を「事務の取扱い」に、「区収入役」を「区会計管理者」に改め、同条第2項中「または」を「又は」に、「区収入役」を「区会計管理者」に改め、同条第3項中「行なう」を「行う」に改める。

第4条第1項中「収入役は」を「会計管理者は」に、「区収入役」を「区会計管理者」に改め、同条第2項中「区収入役」を「区会計管理者」に、「収入役に」を「会計管理者に」に改め、同条第3項中「収入役」を「会計管理者」に、「とらなければ」を「取らなければ」に改め、同条第4項中「収入役及び区収入役」を「会計管理者及び区会計管理者」に改める。

第8条第1項中「または」を「又は」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第2項中「集計の上」を「集計したうえ」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「収入役」を「会計管理者」に改める。

第9条中「区収入役」を「区会計管理者」に、「すみやかに収入役」を「速やかに会計管理者」に改める。

第4号様式中「京都市収入役」を「京都市会計管理者」に、「区収入役」を「区会計管理者」に改める。

(京都市財産記録管理規則の一部改正)

第9条 京都市財産記録管理規則の一部を次のように改正する。

第3条（見出しを含む。）及び第4条中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第5条中「収入役が別に」を「会計管理者が」に改める。

(京都市収入役の補助組織に関する規則の一部改正)

第10条 京都市収入役の補助組織に関する規則の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「収入役」を「会計管理者」に改める。

(京都市高速鉄道建設対策本部規則の一部改正)

第11条 京都市高速鉄道建設対策本部規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「主管助役」を「主管副市長」に、「の助役」を「の副市長」に改める。

第3条第2項を次のように改める。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長（副市長である副本部長に限る。以下この項において同じ。）がその職務を代理し、本部長及び当該副本部長に事故があるときは、他の副本部長がその職務を代理する。

（京都市男女共同参画推進会議規則の一部改正）

第12条 京都市男女共同参画推進会議規則の一部を次のように改正する。

第2条第1号、第3号及び第7号中「助役」を「副市長」に改める。

第3条第2項中「助役」を「副市長」に改める。

（京都市世界文化自由都市推進会議規則の一部改正）

第13条 京都市世界文化自由都市推進会議規則の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第1号を次のように改める。

(1) 副市長

第2条第9号及び第11号中「助役」を「副市長」に改める。

第3条第2項中「助役」を「副市長」に改める。

（京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業山科駅前地区第一種市街地再開発事業施行規程施行規則の一部改正）

第14条 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業山科駅前地区第一種市街地再開発事業施行規程施行規則の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「主管助役」を「主管副市長」に改める。

（京都市生涯学習行政推進会議規則の一部改正）

第15条 京都市生涯学習行政推進会議規則の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「助役」を「副市長」に改め、「の各号」を削る。

第3条第2項中「助役」を「副市長」に改め、同条第4項中「これ」を「その職務」に改める。

第4条第2項中「助役」を「副市長」に改める。

(京都市環境保全推進会議規則の一部改正)

第16条 京都市環境保全推進会議規則の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 副市長

第3条第2項中「主管助役」を「主管副市長」に、「の助役」を「の副市長」に改める。

(京都市人権文化推進会議規則の一部改正)

第17条 京都市人権文化推進会議規則の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 副市長

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同条第8号中「主管助役」を「主管副市長」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条第2項中「主管助役」を「主管副市長」に、「の助役」を「の副市長」に改める。

(京都市都市づくり推進会議規則の一部改正)

第18条 京都市都市づくり推進会議規則の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第1号及び第4号中「主管助役」を「主管副市長」に改める。

第3条第2項及び第4条第2項中「主管助役」を「主管副市長」に改める。

(京都市介護保険規則の一部改正)

第19条 京都市介護保険規則の一部を次のように改正する。

第17号様式1中「京都市 区収入役」を「京都市 区会計管理者」に、「京都市区収入役」を「京都市区会計管理者」に改め、同様式2及び3中「京都市収入役」を「京都市会計管理者」に、「京都市区収入役」を「京都市区会計管理者」に改める。

(京都市観光振興推進会議規則の一部改正)

第20条 京都市観光振興推進会議規則の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「助役、収入役」を「副市長」に改める。

第3条第2項中「助役」を「副市長」に改め、同条第4項中「これ」を「その職務」に改める。

(京都市市民参加推進会議規則の一部改正)

第21条 京都市市民参加推進会議規則の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「助役、収入役」を「副市長」に改め、「の各号」を削る。

第3条第2項中「助役」を「副市長」に改め、同条第4項中「これ」を「その職務」に改める。

(京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業太秦東部地区第一種市街地再開発事業施行規程施行規則の一部改正)

第22条 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業太秦東部地区第一種市街地再開発事業施行規程施行規則の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「主管助役」を「主管副市長」に改める。

(京都市危機管理規則の一部改正)



第23条 京都市危機管理規則の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号を次のように改める。

(1) 副市長

第6条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第3項中「助役、収入役」を「副市長」に、「助役等」を「副市長等」に改める。

(京都市安らぎ先進都市推進会議規則の一部改正)

第24条 京都市安らぎ先進都市推進会議規則の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「助役」を「副市長」に改める。

第3条第2項中「主管助役」を「主管副市長」に改め、同条第4項中「助役がこれ」を「副市長がその職務」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(総務局総務部総務課)